

新型コロナウイルス感染症による出席停止の扱いについて

新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合、学校の登校は「出席停止」になります。陽性が確定しましたら、学校までお知らせください。

新型コロナウイルス感染症の出席停止期間

発症日を0日目として5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで

- *発熱等がみられた日を発症日とします。
- *症状軽快とは、解熱剤を使用せずに、発熱（37.5℃以上）なし、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることとします。
- *無症状の場合は、検体採取日を0日目として5日を経過し、6日目から登校可能となります。
- *登校可能日になっても咳き込み等の症状が残っている場合は、登校を見合わせてください。
- *発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

解熱かつ症状軽快日が確定しましたら、学校までご連絡ください。（Googleフォームでの回答も可能です。）その後、学校から登校可能日をお知らせします。

登校再開当日の朝、体温を計るなど登校前の健康観察もお願いします。なお、新型コロナウイルス感染症の場合は医療機関から「登校・登園許可等証明書」は発行されません。下の「新型コロナウイルス感染症欠席報告書」を保護者の方が記入し、登校再開日にお子さんに持たせてください。

----- き り と り せ ん -----

（保護者記入）

新型コロナウイルス感染症欠席報告書

令和 年 月 日

上鶴間小学校

年 組 名前

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目・登校可能日
(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)	(/)

解熱・症状軽快日	1日目（症状軽快後）	2日目（登校可能日）
(/)	(/)	(/)

2つのパターンを満たしていれば、登校可能です。
 ※日にちがずれてしまった場合は、遅い日にちで登校してください。
発症日、解熱・症状軽快日の両方の日付け記入をお願いします

主な症状(○で囲む)	発熱 (°C)	頭痛	咳	鼻水	喉頭痛	倦怠感
受診した医療機関	筋肉、関節の痛み	その他				